

善監委告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第 9 項及び第 10 項の規定に基づき公表します。

平成 25 年 11 月 1 日

善通寺市監査委員 藤 岡 博 文
善通寺市監査委員 林 野 忠 弘

平成 25 年度定期監査の結果について（前期分）

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項及び第 10 項の規定に基づき次のとおり報告する。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

記

1 監査内容

平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨に則してなされているかについて監査した。

2 監査の対象

部 局 名	課 名 等
民 生 部	環境課、隣保館、東原児童館、高橋会館 保育所（善通寺・竜川・青葉・吉原）
消 防 本 部	消防総務課
教育委員会 事 務 局	教育総務課 東中学校、西中学校 小学校（中央・東部・西部・南部・竜川・与北・筆岡・吉原） 幼稚園（中央・東部・西部・南部・竜川・与北・筆岡・吉原） 生涯学習課（郷土館・公民館） 学校給食センター、市民会館、図書館

3 監査の期間

平成 25 年 10 月 7 日（月）から平成 25 年 10 月 16 日（水）まで

4 監査の方法

今回の監査は、定期監査であるので、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての合法性、正確性、効率性等に主眼を置き、行政監査的観点も加味して実施した。

監査に当たっては、対象部課から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して実施した。一部関係部課においては、施設、備品管理等現地監査を行った。

なお、個々の出納については、毎月の例月出納検査において検査しているので省略した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、全般的に概ね適正であった。

比較的軽易な事項については、その都度、関係各課に注意を行い、記載を省略しているが、改善検討を要する事項は次のとおりである。

今後とも一層、厳正かつ適正な事務事業の執行に留意されたい。

各課共通の指摘事項

学力強化事業や部活動等の指導員等の方々に対する報酬の意味で、賃金の科目で執行している事業が見受けられる。その仕事内容によって、労働の対価でないと思われるものは、賃金の科目以外の謝礼等の経費で執行することを検討されたい。

個別的事項

（環境課）

衛生手数料の主なものは、指定売捌き人への指定ごみ袋及び清掃券の売渡しによるものである。

現在、手数料の収納方法は、善通寺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 13 条第 1 項の規定により、指定売捌き人から指定袋等と引き換えに現金にて収納しているものである。しかしながら、一部の指定売捌き人においては、現金以外の支払い方法を要望しているところがある。

そこで、職員の現金扱いが無くなり効率も良く、問題等も生じにくい等のメリットもあることから、他の方法についても検討されたい。

(教育総務課)

- ① スタディーアフタースクール条例の対象児童の規定のところで「小学校に在籍する 1 年生から 3 年生まで」の記載があるものの、実際には 4 年生以上も学童保育を行っている。一方、平成 13 年度厚生労働省育成環境課長の通知により、4 年生以上の受け入れ緩和規定があることから、当該規定の変更を検討されたい。
- ② スタディーアフタースクールの指導者等に対して、平成 25 年度の雇用通知書が交付されていない。労働契約としての通知書を交付されるよう検討されたい。

(小学校・幼稚園)

保護者からの負担金の一つに日本スポーツ振興センターの災害共済がある。現在、一部の小学校及び幼稚園においては現金による集金がなされている。負担金の徴収の簡素化、現金扱いによるトラブル防止の観点からも、口座振替による方法に統一されるよう検討されたい。

(公民館)

- ① 地区の各種団体が、地域提案型事業で受けた備品を、公民館に置いて使用しているが、この備品の一部に所有を表すラベル等の表示が見られない。
そこで、公民館としては関係団体に対してラベル等を表示するよう指導されたい。
- ② 保健課が所管している健康生きがい中核事業において、7 公民館に設置した健康器具は、市民が楽しく活用しているところである。また、東部公民館及び南部公民館にはトレーニング室が新たに設けられ、スポーツ器具共々に利用されている。
ところが、管理人は一人で館の管理業務等に従事しているため、トレーニング室利用者への利用状況の確認等まで手が回らず、その対応に苦慮している状態である。
そこで、これらの健康器具の有効な活用を勧める意味も含めて、再度、公民館と保健課の役割分担等について検討することが肝要と考えられるので協議されたい。

(市民会館)

- ① 1 階の娯楽室では、多くの高齢者の方が囲碁、将棋を楽しみ、生き生きとした時間を過ごされているが、老人福祉センターとして設置されているため、条例上、使用者が高齢者等に限定されている。
さらに、利用者増を図るためには、老人福祉センターとしての用途を見直し、市民すべての人が有効活用されるよう考慮されたい。
- ② ハローワーク（地域職業相談室）が第 4 会議室に設けられ、市民が活用しているところである。ところが、現在、使用に伴う関係書類が確認できないので対応されたい。
- ③ 市民会館等の使用料において、現在、つり銭を職員が立替払いをしていることが見受けられた。そこで、現金扱いの煩雑さを軽減し、トラブルを避けるために、市会計規則第 52 条の 4（つり銭用資金）を導入する等の検討をされたい。